特定処遇改善加算の賃金改善を行う賃金項目及び方法
・①グループは、介護福祉士であって、当法人の経験年数が10年以上の常勤職員、あるいは5年以上の経験年数かつ副ワーカー長以上の職階の常勤職員を対象とする。(②グループは①以外の介護職員、③グループは介護職員以外が対象)
・賃金改善額については①グループ95,000円、②グループ45,000円、③グループ20,000円が平均賃金改善額となることを原則とし、6月の賞与時に特定処遇改善加算として支給する。(収入によって増減する)
・各グループにおいて、勤務内容や勤務成績等により、グループ内で支給金額に差を設ける場合がある。
・③グループのうち、支給対象者は生活相談員、施設介護支援専門員、管理栄養士、事務員とする。ただし支給後の給与が年440万を超える場合は支給しない。
・パート職員については常勤換算を用いて支給する。